経営安定資金 (経営円滑化貸付一伴走型経営支援特別貸付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関の継続的な伴走型での支援を受 的 付、経営の安定や生産性の向上を図るための資金需要に応えるため、必要とする資金を融資する。

県内で事業を営む中小企業者等で、次の①から③のいずれか<mark>の認定を受け、</mark>経営行動計画を策定した

- |①中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第5項第4号の規定による市町長の認定(新型コ ロナウイルス感染症に係るものに限る。)[その他のポイント⑤]
- ②法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定(廃上高等減少率が 15%以上のものに限る)「その 他のポイント⑤]

経営の安定に必要な事業資金(運転資金及び設備資金)及び既往借入金の返済資金(借換資金)

「その他のポイント®〕

	利 率	年0.90%	信用保証	保証を付ける
融資条件	限度額	1企業・1組合		原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴
		(1)国制度分 4,000万円		求しない。
		(2) 県制度分 2, 000万円	保証人	ただし、国制度分について、経営者保証免除対
		※(2)は(1)を利用している場合に限		応を適用する場合は法人代表者の連帯保証も
		<u></u> 5		徴求しない。 [その他のポイント⑨]
		10年以内(うち据置5年以内)		
	期間	※県制度分で融資対象者③の場	担保	保証協会の定めるところによる
		合は据置2年以内		
	申込先	取扱金融機関		

① 信用保証委託申込書(様式第1号)

1部(1部コピーして保管してください)

② 法第2条第5項第4号、第5号又は同条6項の規定による認定書

- ③ 伴走支援型特別保証制度所定の経営行動計画書(写)(その他のポイント⑪)
- 1部 1部

- ④ 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)
- ⑤ 設備資金の場合-設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の
- 設計図、見積書(写)等)
- ⑥ 印鑑証明書(保証協会又は金融機関の定めるところによる。)

1部 1部



- ① 融資額4,000万円までについては、国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を利用す る中小企業者等を対象としており、保証料(0.65%[経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%])を 国が兵庫県信用保証協会へ直接補助します。(保証料の事業者負担0.2%) (以下「国制度」という)
- ② 融資額4,000万円を超える分については、保証料(0.60%)を県が兵庫県信用保証協会へ直接 補助します。(保証料の事業者負担0.2%)(以下「県制度」という)

なお、県制度の利用については、国制度4,000万円(県制度融資以外で伴走支援型特別保証制 度を利用した場合を除く)を利用していることが要件となります。

③ 国制度と県制度の両方を利用する場合は、2口に分けて申し込む必要があります。 なお、県制度の申し込みについては、国制度を申し込んだ金融機関と同一金融機関に限ります。 経営安定資金(経営円滑化貸付一伴走型経営支援特別貸付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関の継続的な伴走型での支援を受 的 け、経営の安定や生産性の向上を図るための資金需要に応えるため、必要とする資金を融資する。

県内で事業を営む中小企業者等で、次の①から③のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した者 ①中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第5項第4号の規定による市町長の認定(新型コ ロナウイルス感染症に係るものに限る。) [その他のポイント⑤]

②法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定 (売上高等<mark>の減少を要因とする</mark>ものに限る) <mark>を受け、</mark> 次のいずれかに該当する者 [その他のポイント⑤]

売上高等減少率が15%以上であること

融資対象者

イ 1

売上高等減少率が15%未満である場合は、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2 年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少しているこ。

最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること

最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が ↑和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少

経営の安定に必要な事業資金(※) (運転資金及び設備資金)及び既往借入金の返済資金(借換資金) [その他のポイント®] (※)融資対象者③の場合は、事業資金

融資条件		利率	年0.90%	信用保証	保証を付ける
	融資条件	限度額	1企業・1組合 6,000万円		原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は 法人代表者の連帯保証も徴求しない。 [その他 のポイント⑨]
	期間	10年以内(うち据置5年以内)	担保	保証協会の定めるところによる	
		申认先	取扱金融機関		

申込 信用保証委託申込書(様式第1号) 書類

1部(1部コピーして保管してください)

1部

1部

1部

1 部

1部

- 法第2条第5項第4号又は第5号の規定による認定書(融資対象者①及び②の
- 伴走支援型特別保証制度所定の経営行動計画書(写)(その他のポイント⑪)

売上高減少要件確認書(融資対象者②イ及び③の場合)

経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)

🙃 設備資金の場合-設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の

設計図、見積書(写)等)

7 印鑑証明書(保証協会又は金融機関の定めるところによる。)

保証申込 保証協会 実行報告 取扱金融機関 (保証付) 小• 地域 保証 企組 実 行 保証承諾 融資対象要件 業合 者等 の確認 預 託 貸付 室 ロ 実行状況の報告 • 融資審查 (四半期ごと) 実行状況の報告(年1回)

① 国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。

② 融資対象者①及び②については、保証料0.65%[経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%]を国が 兵庫県信用保証協会へ直接補助します。 (保証料の事業者負担0.2%)

その ③ 融資対象者③については、次の表の通り9区分いずれかの国補助率「経営者保証免除対応を 他 0 ポ

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0. 25
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

改正前

ポ

その他のポイント

- ④ 条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については、補助対象外とします。
- ⑤ 中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証は除きます。
- ⑥ 国制度分については、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日20171023中企第1号)は適用されません。
- ⑦ 法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項の認定は、各市町の商工主管課で取り扱っています。
- (8) 借換可能な既往借入金とは次の(ア)から(エ)に該当する資金とします。
 - (7) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高(短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕を除く)
 - (4) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高(短期資金[一括返済分]、産業立地促進資金融資、季節資金[一括返済分]及び神戸市CLO借換融資を除く)
 - (ウ) (ア)又は(イ)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資(市町制度融資及び金融機関との提携保証を除く。以下「保証付融資」という。)の借入残高(当該保証付融資は借入残高のうち1/2以上が(ア)又は(イ)の融資によるものであること)
 - (エ)「伴走支援型特別保証制度」を県制度融資以外で利用した場合の借入残高 (上記(ウ)に関わらず、 全額借換可能とする。)
- 「経営者保証免除対応」とは次の(ア)及び(イ)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除することができる制度です。
 - (7) 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
 - (イ) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ⑩ 返済方法について、原則として元金均等分割返済としますが、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも可とします。
- □ 「経営行動計画」とは、以下の内容を満たすもの又は含むものをいいます。
 - (7) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
 - (イ)申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む)と課題を克服するための取組事項。
- ② 中小企業者から、四半期に1回、経営行動計画の実行状況の報告を受けることが必要です。
- ③ 原則として5年間にわたり年1回、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対して、経営行動計画の実行状況とともに、金融機関の経営支援状況を報告することが必要です。

改正後

- ④ 条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については、補助対象外とします。
- ⑤ 中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証は除きます。
- ⑥ 中小企業信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る)に限ります。
- ⑦ 法第2条第5項第4号又は第5号の認定は、各市町の商工主管課で取り扱っています。
- (8) 借換可能な既往借入金とは次の(ア)から(エ)に該当する資金とします。
 - (7) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高(短期資金[一括返済分]、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付[一括返済分]を除く)
 - (イ) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高(短期資金[一括返済分]、産業立地促進資金融資、季節資金[一括返済分]及び神戸市CLO借換融資を除く)
 - (ウ) (ア)又は(イ)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資(市町制度融資及び金融機関との提携保証を除く。以下「保証付融資」という。)の借入残高(当該保証付融資は借入残高のうち1/2以上が(ア)又は(イ)の融資によるものであること)
 - (エ)「伴走支援型特別保証制度」を県制度融資以外で利用した場合の借入残高(上記(ウ)に関わらず、 全額借換可能とする。)
- ⑨ 「経営者保証免除対応」とは次の(7)及び(4)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除することができる制度です。
 - (7) 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
 - (4) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ⑩ 返済方法について、原則として元金均等分割返済としますが、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも可とします。
- □ 「経営行動計画」とは、以下の内容を満たすもの又は含むものをいいます。
 - (7) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
 - (イ)申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む)と課題を克服するための取組事項。
- | ⑫ 中小企業者から、四半期に1回、経営行動計画の実行状況の報告を受けることが必要です。
- ⑤ 原則として5年間にわたり年1回、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対して、経営行動計画の実行状況とともに、金融機関の経営支援状況を報告することが必要です。
- ④ 伴走支援型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合せください。